

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。
この度、令和 8 年度診療報酬改定におきまして下記の実施料（加算）が新設となりましたのでご案内させていただきます。

謹白

記

新設内容（医科診療報酬点数表より）

【真菌培養加算について】

『同一検体について一般培養と併せて真菌培養を行った場合は、真菌培養加算として、122 点を所定点数に加算する。』（D018 細菌培養同定検査）

対象項目

- 細菌培養同定検査（簡易培養を含む）

【備考】

- ・ 細菌培養同定検査に目的菌（酵母様真菌、カンジダ、糸状菌、真菌等）を併せてご依頼の場合に加算。
- ・ シードスワブ以外の皮膚・爪検体で細菌培養同定検査をご依頼時、真菌の発育を認めた場合に加算。

【特殊染色加算について】

『特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、1臓器又は1部位ごとにそれぞれ 50 点を所定点数に加算する。（3 臓器を限度）』（N000 病理組織標本作製）

『特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、1部位ごとにそれぞれ 50 点を所定点数に加算する』（N004 細胞診 2 穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの）

対象項目

- 病理組織標本作製・細胞診検査

※ 改定の趣旨に基づき、両加算におきまして、ご請求の対象とさせていただきます。何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

適用日

- 令和 8 年 6 月 1 日（月）受付分日より

